

議会改革特別委員会会議録

[平成22年 6月 4日開催]

南あわじ市議会

議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成22年 6月 4日
午後 1時30分 開会
午後 3時47分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（9名）

委 員 長	原 口 育 大
副 委 員 長	熊 田 司
委 員	谷 口 博 文
委 員	出 田 裕 重
委 員	柏 木 剛
委 員	阿 部 計 一
委 員	楠 和 廣
委 員	森 上 祐 治
委 員	蛭 子 智 彦
議 長	川 上 命

欠席委員

なし

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	瀧 本 幸 男
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

II. 会議に付した事件

- | | |
|-------------------------|----|
| 1. 前回委員会での調査結果について…………… | 3 |
| 2. 重点検討項目について…………… | 6 |
| 3. その他…………… | 27 |

III. 会議録

議会改革特別委員会

平成22年 6月 4日(金)

(開会 午後 1時30分)

(閉会 午後 3時47分)

○原口育大委員長 それでは失礼いたします。

ただ今より、第6回の議会改革特別委員会を開会いたします。

お忙しい中、また暑い中、定刻にご参集いただきましてありがとうございます。

ニュースでやっていましたが、鳩山首相が退陣をされました。その時、理由として国民が聞く耳を持たなくなったというようなことを言っておられましたけども、まさに政治不信というか、その局地だなあと感じました。

国だけでなしに、地方も議会が市民から見て、その存在価値について、厳しく昨今言われています。市民の皆さんに十分聞く耳を持っていただけるような議会活動をしていかないけないと思っております、まずその為の議会改革が本当に今、必要だというふうに思っております。

どうかよろしく審議の方、お願いしまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

それでは本日の次第に基づきまして、進めさせていただきます。

蛭子委員が若干遅れるという連絡をいただいております。

まず次第の方、本日は前回委員会までの調査結果について、報告をさせていただきます、それから本日の重点検討項目としまして、コードナンバーで2—1—2から3、4ということで、「参考人制度、公聴会の積極的な活用」「請願・陳情の位置付けについて」「住民投票」についての3つにつきまして、重点検討項目としております。ということでよろしくお願ひ致します。

まず、前回委員会での調査結果につきまして、お手元の方に、第5回重点検討項目のまとめ、委員長私案というかたちで出させていただきます。

今日は資料がたくさんあるのですが、重点検討項目について、3つあるわけですが、それぞれについて、熊田委員、柏木委員、出田委員から資料を提出いただいております。また、その時点でその資料を基にしてそれぞれの委員さんから、まず口火を切っていただいて、議論を深めたいというふうな進め方を本日はやりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

まず、委員長私案、所見ですので、簡単に朗読をさせていただきたいと思うのですが。

前回はコードナンバーで1—2、「常任委員会、特別委員会のあり方について」ということで、その中の5、6、7ということで、「委員会の政策形成過程への積極的関与」「委員会での自由討議と意見表明」「所管事務調査における質問事項の通告」といったことについて検討いたしました。その中でまず、一番議論がありましたのは、「政策形成課程への積極的関与」という部分でありましたので、その部分についてまとめてみました。

各委員からたくさんの発言があったわけですが、執行部の庁内会議等については施策を固めていく段階であり、議会内閣制であればともかくとして、現状の二元代表制のもとでは、そこへの関与については制限されてくると考えます。

議会は議会として、自治法100条の2で認められている「専門的知見の活用」。これについては後でコード番号3-3-2で出てきますが、専門的知見の活用や所管事務調査の充実によって、政策提言を強化することが結果的に政策形成過程への積極的関与になるのではないかと考えました。

そのための1-2-6での、「委員会での自由討議と意見表明」。1-2-7の「所管事務調査における質問事項の通告」も検討される必要があるというふうな認識であります。

括弧の中は、毎回資料としてA3で黄色く塗りつぶした資料が出ているわけですが、そこに検討状況と検討結果仕分けというのがあります。私はこの検討結果仕分けというふうな部分にこの括弧書きの部分をもたのちほど検討いただいて、今回の検討結果の仕分けとして採用していただけたらうれしいなと思ひまして書いてみました。

読みますけども、「議長は市長に対して、市の重要な会議や各種審議会等の開催について、広く市民の傍聴を可能にし、会議結果の公開や、所管課での議事録や資料の閲覧が出来るようにするなど、積極的な情報公開及び情報提供に取り組まれるように要請されたい」というふうに私なりに総括をさせていただきました。

1-2-3の「調査の進め方」について、前期検討委員会の報告では、「各常任委員会で調査の具体的なテーマ、開催回数、開催時間等について検討し、実施する」。②として「委員会として、具体的な調査事項を決めて調査を行い、調査報告の中で政策提言、要望等を行う」というふうにまとめておられまして、今期委員会では、今の2点について、実施に向け引き続き検討するというのが本委員会に入ってから検討の状況であります。

また、コード番号1-2-4、「説明員の範囲」というところで、前期の検討委員会では「現状どおり、所管の課長職以上全員出席とする」との報告になっていますが、それに対して今期委員会では「現状について検証を行う」というふうにされております。

以上が前回の委員会の「政策形成過程への積極的関与」に係る委員会の自由討議であったり所管事務調査であったり、総括的な進め方について自分なりのまとめであります。

参考として栗山町議会の基本条例のこの部分に係るかなあと思う部分を拾ってみました。

それは「議会は議員による討論の広場であることを十分に認識し、議長は町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に運営しなくてはならない」。

2、「議会は本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して、審議し、結論を出す場合、議員相互間の自由討議により、議

論を尽くして、合意形成に努めるとともに町民に対する説明責任を十分に果たさなければいけない」。

3として、「議員は前2項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする」となっております。

栗山町の議会基本条例では、こうしたことを定めて委員会の、あるいは本会議の進め方であるとか、議員間の自由討議の進め方であるとかについて、方向付けをされているのかなというふうに思いました。

もう一枚ですね、「議会改革フォーラム」で「議員同士が責任を持って自由に討議する議会」という資料もつけさせていただいております。

これは栗山の条例を読みましたので、だいたい内容的にはそれと似通ったようなかたちであります。やはり議員間で討議をして、議論を深めていきたいと思いますというふうなことになっております。また見ておいていただければと思います。

それでは今、私の私案として前回の3つの重点項目についてのまとめといいますか、私の個人的な見解であるのですが、報告をさせていただきました。ご意見があるかと思しますので、ありましたらよろしくお願い致します。

蛭子委員とかからは前回、市が設置している審議会等の公開とかですね、庁内での会議のいろんな形成過程の公開とかいう話がありました。ただ、阿部委員さん、森上議員さんからは、それはちょっといかがなものかというご意見もありました。私もそういうふうに感じましたので、出来る範囲では先ほど読み上げたように情報公開等々はしっかりとやってもらわないといけないというのは間違いないので、そういうふうなまとめにさせていただいたところであります。

特にご意見ございませんか。

これが結論というふうにはなかなかいかないと思います。今からも今日のテーマでもやはり委員会の審議等と直接関係のあることが出ておりますので、最終的なまとめというのは、またになると思いますが、一応、今検討状況の中にこういうふうな段階のまとめといいますか、中間まとめといいますか、ということで、記録をさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご了解いただければよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○原口育大委員長　それでは前回の調査結果については以上ですけれども、今回入る前にもう一つ「出前講座、懇談会、報告会の実施について」というのが、今回のコード番号でいいますと、「市民参加、市民との連携」のところまで4つあるわけですので、今回はその2、3、4、参考人制度、公聴会、陳情、請願、住民投票でありますので、一つ残っていますか、前回に一応結論を出していただいている「出前講座、懇談会、報告会の実

施についてというのが、同じく市民との連携の中では課題として挙がっておる課題であります。

これについては、一応確認だけしておきたいのですが、まだ具体的にこういったかたちのものというのは固まっていないのですが、今期中に一応、実績として積み上げる意味でなんらかの議会主催での、あるいは委員会主催での報告会なり、市民懇談会なりを実施するという点については、3月の時点で了解をいただいたというふうに認識していますので、そういう点について、プランをまたいろいろ今後出していただいて、ぜひ今期中に一度そういったことも経験しておきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。

それでは本日の重点検討項目のほうに移っていききたいと思います。

まずコード番号の2-1-2ですけども、「参考人制度、公聴会の積極的な活用」ということに関しまして、熊田副委員長のほうで、資料も用意していただいておりますので、まず皮切りにご意見を伺いたいというふうに思います。

熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 そうしましたら「変えなきゃ議会共通改革目標（ステップ1）」という書類を見ていただけますか。

「市民も参加できる開かれた議会」というタイトルですが、ちょっと読ませていただきます。

「請願・陳情をした場合の説明にとどまらず、一般的な議案の審議でも、市民が直接自分の声で発言できる機会の保証。公聴会、参考人招致等の手法の積極的な活用。

行政による市民参加の活用が広がるなかで、議会がバイパスされてしまうのではないかという反発が広がっています。しかし、代表機関としての議会にとって、市民の意見の表明の場となり、それを決定に反映していくことは、むしろその本来の役割というべきではないでしょうか。議会こそが市民参加のチャンネルになっていくことにより、市民参加と代表制の望ましい関係をつくっていくことこそが、今後必要な改革の方向です。

既存の制度のなかでも、公聴会や参考人招致など、議員以外の当事者や専門家が議会の設定した公式の場で発言し、議会審議に参加する仕組みが存在しますが、これまであまり積極的に活用されてきませんでした。まずはそれを積極的に活用しながら、市民が議案について意見を述べる機会を確保すべきです。とくに当初予算審議など、定例的に行われる重要議案の審議に当たっては、必ず市民の声を直接議会で表明できる機会を設けた上で議会の決定を行うことが必要です」。

こういうことが書かれていますが、今回これを担当するにあたりまして、公聴会というのはどういう段取りで行われるかというのを、ある市議会の例をとって調べさせていただきますと、非常に公聴会というのは手間がかかる作業だなというのを感じた次第です。

しばらくの間、時間をいただくかもしれませんが、参考にしていただけたらと思いで、よろしくお願ひします。

ひとつは見ていただきましたら、これは事務局にお伺ひするのが、2の1の2の「参考人制度、公聴会の開催回数」というのは、これは南あわじ市の開催回数でしょうか。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） そうです。

○原口育大委員長 熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 見ていただきましたら、参考人の出頭を求めた議案の件数の平成20年2件、平成21年が4件。参考人を出頭求めた請願及び陳情の件数、平成20年が2件、平成21年が4件。それに対して公聴会の開催件数が0件となっております。

公聴会につきましては、先ほども言わせていただきましたが、非常に順序を踏んでいかなければならないという用件がありまして、もし議員必携とかをお持ちでしたら見ていただきたいのですが、171ページ。公聴会の開催というのがありますが、「まず委員会に付託された事件の審査過程において、住民から賛否の意見を聴いて参考にしようとする場合には、公聴会を開催することになる。公聴会は、委員会でこれを決定し、議長の承認を得て行うことができる」。

まずここで、委員会を決定する。次に「委員会には対外的な交渉能力がないから、その公示は議長名で行う。議長は、公聴会の日時、場所及び意見を聴こうとする案件、公述人としての申し出の方法等を告示個所に公示するとか、地元新聞に広告を掲載する等の方法をもって趣旨の徹底につとめる」。これが2点目。

次3点目は、「公述人の申し出があった場合、賛成・反対をほぼ同数選ぶのが通例とされている。この公述人のほかに学識経験者も選定して、意見を聴くことができる」。

続きまして、「公聴会における公述人の発言には、委員会条例第24条、第25条、第26条でそれぞれ制限が加えられている」。

もちろんこの公聴会に出てくる人もその発言には責任があるという状況になってきますので、この間、新庁舎の建設等の説明会みたいな、「住民の中で何か意見ありませんか」とかでいろんな意見が出てくるんじゃないしに、前もってきちっとどういう内容かというのも決めておかないと、調べておかないといけないという状況になってくると思います。

ですから公聴会を利用しようというのはいいことですが、これは、1年間に何回も開催できるような、そういう状況ではないなという思いがしました。あるとすれば非常に大事な問題のときは、こういうかたちで、いろんな質疑等を行うのもいいと思うのですが、で

きることでしたら、栗山町議会のほうで「一般会議」というのがありますよね。そういうようなかたちのほうが、非常に開催がしやすいのかなあと。ですから公聴会の開催というのは、もちろん行うことは大事ですが、強いてしてなんらかのやりやすい方向で市民の意見を聴くという状況も考えて行くべきではないかなと、そんな思いがいたします。

あともう一つ、参考人につきましては、栗山町の例としまして、どんな例があるかといえますと、市民が直接負担を被るような内容。例えば保育所の料金を上げるとか、そういう内容につきましては、市民も参考人として呼んで意見を述べてもらうというかたちもとっていましたので、参考人につきましては、先ほどの陳情とかそういうようなことは別ですが、それ以外の議案で市民の意見を聴くというような段階になるのであれば、ある程度政策も的を絞ったといいますか、市民の負担になるような項目とか、そういうようなかたちでの参考人質疑というのも考えていけばいいのではないかなという思いがいたします。

初めてですので、今のやり方がいいのか分かりませんが、今、自分の担当しているところでは、そういうようなかたちで、公聴会については、非常に条件が厳しいように思われますので、年にはそう開催できませんけども、大事な法案のときはやるけども、それ以外で先ほども言いましたように、一般会議みたいなかたちで市民の意見を聴ける場所を作ることは非常に大事ではないかと、このように思います。

以上です。

○原口育大委員長 ありがとうございます。

今、説明がありましたけども何かお気づきのことありますか。

森上委員。

○森上祐治委員 事務局、分かったら。あるいは先輩議員もお聞きしたいのですが、公聴会というのはよく聞くのですが、ここを出ていますように合併以降の南あわじ市議会では、公聴会は一回も開いていません。たぶん旧町の時代でもそういうのは、あんまり聞いたことがないんですね。

事務局にお聞きしたいのですが、近隣の洲本市であるとか、淡路市であるとか、あるいは県下の議会で最近ですね、公聴会、どんなテーマで、もしも開かれたとすればね、どんなテーマで開かれた、そういう形跡があるのか、分かっていたら教えていただきたい。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（渕本幸男） 先ほどから参考人と公聴会の関係なんですが、参考人については、うちの場合にも請願等でそれぞれ所管の委員会で参考人を招致するということが何回か実績であるということなんですが、公聴会については、本市の場合はないのです

が、他市でも公聴会をやったということは聞き及んでおりません。

ということで、なかなかこういう制度があるんですが、活用されていないというのが現状じゃないかなあとと思います。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 島内だけでなく県下の状況もそうなんですか。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 資料を持って、その内容を説明させていただいているのではないので、確実なことは言えないのですが、そういう話は、いろんな意見交換会の場なりもありますので、そんな中でこういう部分はなかなか出てこないのかなあとということで、確認をする必要はあるのですが、ほとんどないのかなあとというのが現状かと思えます。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 公聴会というのは、私も長い議員生活の中でも1回。これは事件によると思うんですね。大きな事件。

例えば私の場合は、私がまだ議員ではなかったのですが、丁度昭和57年に阿万小学校のPTAの会長をしていたときに、統合問題が持ち上がって、2校制にするかということで、会長を参考人か公聴会か知らないけども、文教委員会に各会長が呼び出されて、その時は、行った時は、すでに意見言おうと思っていたら、今議会中だということで、結局はそのときは、事後報告みたいな形で、文教委員会、阿部一彦さんが委員長だったんですが、そのとき私らも憤慨をして、そんな議員というのはえらいものかと。PTAの会長を呼びつけて「意見を聴く」と言っておいて、決めるということはなんということだということで、北川富嗣君も同じような立場にあって、ごっつい議論を交わしてもめたことがあるんです。我々呼んでおいてね、つかみ合いになるぐらいになることがあるねん。

そういうことがあって、これはナンセンスなことやけど、公聴会というのは、やっぱりそんなことで、なかなかいちいちそんなこと言っていたら。

それとこれは私の一般論ですけど、委員長ね。皆さん若い方、「議会改革」「議会改革」、栗山町に私も行ってきました。改革をしていくということは私も否定しません、いいことだと思います。ただ、今の地方自治というのは議会制民主主義で二元代表制をとっておるということで、やはり「住民が」「住民が」、それは議会だけでは決めることもありますけどね、あまり「住民が」「住民の意見を聴かない」「聴かない」ということ

は、ある意味では近い将来というか、何か議会制民主主義を否定してね、議会の形骸化にね、繋がるのではないかと。そういう意味では私はそんなことを言っていたら古いと言われるかもしれないけども、私らそんなふうに思いますわね。

あまりにも「住民が」「住民が」。我々もそういう二元代表制で出てきているのですから、今回のような大きな事件については、執行部もそうやし、我々は我々で有権者のこともそれなりに聴いてやね、議会で発言しているんですから、やはり今後、議会改革についてもやはり栗山は栗山の風土に育ってそういう土地柄もある。やはり南あわじは南あわじ市議会のそういうものもあるんでやね、議会改革していくというのはいいんだけども、自分自身で首を絞めていくような「議会やこといらんやないか」と言われるようなことにならないように、これから若い人は進めて行ってほしいなど。私はもう年寄りですからね。

公聴会の問題でも私も長いことをしていますが、一回呼ばれて、行ったらすでに決まっていたと。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 全国市議会議長会でとりまとめた20年度の統計上の数字ですが、全国で20年度2件、公聴会が開かれたと。市議会で800あまりの市議会の中で2件あったという、そういう実績が出ています。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 そのテーマ、内容はどんな内容か分かります。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 分かりません。

○原口育大委員長 今、熊田委員のほうから公聴会等について、資料の説明をいただきました。この事務局で用意していただいた資料にも「参考人制度、公聴会の積極的な活用」の項があります。そのところにこれまでの件数とかが上がっているわけですが、その次に「陳情・請願の位置付けについて」というのもありまして、結局、今までの実績からいくと、請願について参考人には入っていただいたことがあるということ。

公聴会という重要な、予算その他重要な議案に対して、賛成意見、反対意見を聴くという国会でよくやっていますけども、そういう手続き的なものは今、報告あったように全国でも稀であるというふうなのが現状かと思います。

ただそういう制度があるわけですから、それはそれとして、活用すべき時には活用するということが必要かなというふうに今思ったりしています。

今、阿部委員のほうから二代表制で議員がもっと自信を持つという話がありました。私もそれは阿部さんのように長年の経験、実績を積まれるとそういうことを、自信を持って言えるんだなあというふうに今、思っていたんですが、私は先の淡路での議員の研修会で江藤先生が「定数を減らすこと」について述べた中で、「定数を減らしても良い」という、その根拠は「住民の意見を聴く場というか、そういうものをしっかりと確保すれば定数を減らしてもいいんや」というふうな趣旨のことを言われていたのが強く印象に残ってしまって、そういう意味では参考人であったり、公聴会であったり、これから出てくる請願・陳情の扱いであったり、やはり議員個々の活動とともに議会として、いかに広く市民の意見を聴くかということの、そういうシステムを作り上げるということも議会としては大事ではないかと。もちろん議員として、いろいろ個人的にしっかりと活動して、広く意見を聴いて、二代表としてやっていくというのと合わせて、制度として改革していく必要があるのかなというふうに考えておるところです。

そしたら参考人、公聴会、次の陳情・請願もかなり関係があると思うので、ちょっと走りますけども、次のものについても提案をいただいて、併せて検討というふうにしたいのですが、よろしいですか。

それでは重点項目の2番に挙げています「請願・陳情の位置づけについて」ということで、柏木委員のほうで資料を用意いただいておりますので、お話をいただきたいと思えます。

柏木委員。

○柏木 剛委員 失礼します。

提案ということで、委員長から連絡がありまして、このパート、請願・陳情についてのパートについて、「提案する南あわじ市の立場、あるいは実態を見て、何か提案することはないかという、そういう観点からの提案者になってくれ」とお聞きして、いろいろと一日か一日半ぐらい考えたのですが、実は結論から言えば、あんまりこれに対しての私なりの思い・提案というのは特にはないんです。

やっぱりそれなりにきちんとした格好でやられているというふうに思いますし、まさに養父市議会の基本条例にありますように、「議会は請願・陳情に対して、市民等からの政策提案と位置付け、取り扱いを協議したうえで、提出者等から意見を聴くなどして、民意の反映に努めます」ということが行われているんじゃないかと私は思いました。

ただし実際には、そういう経験がまったく少ないものですから、今までこの大きなA3のほうにありますように、件数があつたんですが、いったいどんな請願があつたのか、陳情があつたのかということで、事務局のほうからデータをもらいまして、私のほうで整理

したのが、この3枚、お配りした3枚であります。

私も実は経験したのが、去年1回だけでして、それ以前にどんなことをやられているかについては、まったくコメントのしようがないのですが、少なくとも請願からいきますと、南あわじ市内からきちんとした要請、それなりの立場の人からの要請があつて、それに対する紹介者がきちんとついて、それがすべてそれなりの委員会のほうで付託されて採択、不採択という格好の処置がとられている。その間、当然、参考人が必要であれば、来てもらうなりのことをしてやっているということで、私はこれはこれできちんとした市民の意見を十分行政のほうへ意見書なりの格好で持って行っているという分では、これで議会の役割としてはいいかなと思いました。

内容的にはいろいろありまして、ずっとそれなりに見ていったのですが、これも私も本当に「なるほどな、こんなことが出ているのか」というのを見るぐらいしか分からないのですが、ご参考まで、今日の議論の場でもし何かあれば、私の提案とは別に何か思いがあれば言ってもらえればと思って作ったものです。

このペーパー3枚は私がデータを拾ったものですので、ミスパンチもあるでしょうし、名前間違いも、もしかしたらあるかもしれませんので、そのへんご容赦願いたいと思います。

それで請願についてはきちんとした格好で、少なくともいい加減な扱いはしないと。市民の声としては、やっている。

それからもう二つ目の今度は陳情ということがあるんです。陳情というもので、このA3のほうでは、件数を拾いますと、全部で18年から21年まで30件あるというふうにあります。

実は30件のやつをもらったんですが、東京とか、神戸とかどうとか、あちらこちらから出ていまして、あんまり、ほとんどそれを議員に配布する程度のものが多かったと思います。

ただ南あわじ市から出た陳情にはどんなものがあるかということで拾い出したのはこの4件です。

これについては、議会運営委員会できちんと協議して、たぶん討議したうえで議員のほうに配布していると。そういう扱いをしているのかと思います。これは陳情と同時に意見書的なものも入っているかと思います。

ということで、陳情については全部で30件あるのですが、26件が南あわじ市以外から来ていると。これはたぶん見た感じではあちらこちらの議会に送りつけているものかなという気もするのですが。

やはり南あわじ市内から出てきた意見書、陳情についてはそれなりに扱っているのではないかというふうに認識していまして、特に私からこうしたら、あるいはこうすべきという提案は特に思いつきませんでした。

一旦、以上で終わります。

○原口育大委員長 いろいろ資料を集めていただきましてありがとうございます。

確かに請願、陳情については、それぞれ決められたルールに基づいて、南あわじ市においても処理をされているというところではありますが、他の他市の事例を見ていますと、かなり踏み込んで委員会で付託した中で委員会が現地調査をしたりしながら結論を出しているというふうなものも見受けられました。

そこらへんは、手続き上は請願についてはきっちりと委員会に付託されたりして、審査をしている訳ですから、今のやり方で不十分ということでもないとは思いますが、かなりそのへんを認識として、かなり重要視してやっておる。また議会基本条例での扱いについてもかなり、市民の意見として重点をおいて扱っておるという、温度差というのは若干感じるころはありました。

柏木委員。

○柏木 剛委員 ただですね、幅広く市民の行政への政策提案という位置付けなんですけど、実際に見てみますとね、だいたい医療関係、学校関係、どこかで瓦組合工業とかというのがあったんですが、だいたいそのへんのところに偏っている感じが、私は気がするんですよ。この20何件のうちですね。

だからもう少し本当はそういうのも別の観点から、産業問題とかもあってもいいのではないかと、これを実際にすくいながらちょっと気がついたことは感じました。

ちょっとだけ補足で。

○原口育大委員長 市民生活に住民の福祉とかですね、一番関係する分野というのはどうしても教育であったり、福祉であったりするかなと思うので、そういう請願が多いというのは頷けるような気がするのですが。

現状の請願、陳情への南あわじ市での処理の方法等について、ご意見等ありましたら。

森上委員。

○森上祐治委員 私もこの請願の紹介議員に何回か経験させていただいたんですが、過去1回目の議員活動の中でのことを振り返ってみますと、一番最初紹介議員になって、いわゆるだいたい毎年、中央では前に進まないから同じような請願が出てくるのですがね。全国的な学校の先生方の動きでということですけども。

一年目は委員会付託されて、参考人招致もなしに私で何件かやりとりさせていただいて、採択というかたちになったんですが。

二年目からはもっと議員間で意見を聴こうじゃないかと。議員だけでなしに、直接請願

で、先ほど言った団体なら団体の代表者の方に来ていただいてということで、それ以降は、文教厚生常任委員会でね、参考人として来ていただいて、私もいろんな質問、委員さんされているのをずっと聴いていたんですがね。

議会としては非常に大事なことで、ただずっと質疑があつてね、「はい採択」というような。「市民が出してきているんだから、中央への意見書も採択しないといけない」ということであるのと、実際呼んできて、生の声を「こんな今、困っているね」「現場困っているんですよ」ということを掘り起こしてね、質問すると。これは、南あわじ市議会はレベルが高いなと内々思っていました。

だから全国的なレベルから見ても当市議会はさうとう請願に対する参考人制度を活用されてですね、前向きに対処されていると私は認識しております。

○原口育大委員長 他に現状の今、南あわじ市での扱いと言いますか、そういうルールについて、何か改善すべきとかいうご意見等は特にはないですか。

結構、参考人を呼ぶように今、おっしゃられたようになってきて、議論が深まるようになってきたかなというふうには思うのですが。

阿部委員。

○阿部計一委員 確かに請願とか、陳情については、それはそれで結構なんですけど、結局、南あわじ市、これは旧町時代から委員会中心制度をとっておると。参考人を呼んで、呼ばれてやっても委員の人はよく理解でき、でも所管外では分からないというようなことで、その辺がやっぱり、そういうことを考えますと、やっぱり委員会中心制度をとっている以上は。

先ほどは委員長誤解されたようですが、私は改革委員において改革することに反対ではないのです。ただ、そういう議会の形骸化に繋がらないような改革の方法に向かっていったほうが将来いいのではないかと。そういう意見ですのですね。

そういうことで例えば執行部からそういう提案理由があれば、所管外のものであれば、今、3問限度やいうけど、議長も横におられますけどね、それを4問でも5問でも十分、所管外のものであっても十分聞いて、やれるとか。またそれを今度は十分聞いたら所管にあって、委員会はなんぼでも質問できるんですからね。十二分に審議機能は果たされていると、私はそんなふうに思いますわ。

そんなんで、その辺をやっぱり慎重に進めていただきたいなと思います。

請願、陳情については、別にこれでいいんじゃないかと思えますけども。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 請願の一つの特徴として、意見書を出してほしいという請願が多いと思うんですね。これは国に対して、あるいは県に対して。場合によっては、自分のところの市長に対してというようなことが可能であるという考え方に立っているわけですが、政策を実現するというのは、我々は議会の中で自治体、市長に対して求めていくということが議会活動の中では当然できるわけですが、請願というのはやはり、国に対して、県に対してというのが中心になると思うんですね。

そういう意味ではこの間、かなりの量の請願を採択してきたということは、非常に成果としたらあるのではないかと。

これ以外にも請願という形でなくても、陳情のなかでも今度また出るかも分からないですが、例えば口蹄疫の問題などで、いち早く議会が意見書を挙げるという作業を、請願がなくてもやるというケースもあると思うのですが、そういう市民の権利であって、しかもそれが、我々が意見書をあげることによって、行政を動かしていけるんだっていう、国の政治を動かすことができるんだっていう、そういう大きな団体としての意思表示ということにあるのだということをもまず理解しておくことが大事かなと。

それは十分理解されていると思うのですが、この請願というのはどういう力を持っているのかということの理解というのをやっぱり大事なかなということも思うわけですが。

そういう意味で請願権を十分活用して、参考人に呼んでという活動をやっているということは、森上委員がおっしゃっていたように、非常に南あわじ市の議会として自信を持っている部分かなという思いをしているんですが。

その点、やはり再度確認しておくことが大事かなと。

ただ先ほど申し上げました自分のところの市長に対して、それができるという見解と、それはできないという見解が学說的に2つ分かれているようなんですね。例えば議会が一致して議決をすると。市長にこうしてほしいと。例えば障害者の問題であってもですね、市政、いろんな政策に反映してほしいということを、できない市長に対して意見を言うというか、意見書を出すというようなことが可能か、可能でないかというところの議論があるようなんですが。主には国に対して県に対してということではありますけども、議会がまとまれば市長に対しても意見書を出していくというような、こういうスタンスも今後あってもいいのではないかというようなこと。二元代表制という観点から言えばね。予算編成権は、我々は持っていないわけですが、議会としての意志をまとめて市長に対して、するという作業も、請願とは違うのですが、意見書というかっこで今後はさらに発言権を議会として持つということも別の角度から言えば大事なことになってくるのかなと。あえて申し上げたいと思いました。

○原口育大委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 請願については、いろいろの立場から紹介されて、議会で採択して、その後、請願はどのような結果を産んだのかということまで、していないと思うので、今まで過去。

請願はした、採択はした、後の結果はどんなように請願が採択されたことによって、いい結果を得たのかということまで理解は、注視しないといけない部分があるかと思います。

これもいろいろと請願の採択された分等について、柏木委員から資料が提供されておりますが、この結果、この採択して、この結果どういふふうになったかということまで、議論するんだったら、これまで議論すべきでないか。

請願、陳情にしても。

この議員必携にも書いてあるとおり、「住民の要望に応じて、その実現を図ることにある。従って、少なくとも採択した請願の処理状況と結果の報告を求めて検討し、必要な措置を講じて最後まで請願者に対し、責任をとるべき」というようなことも書いてあるので、ただ請願が採択したわ、それでしまいというような感じでは議会としていかなものかなあと思うのですが。

○原口育大委員長 事務局に確認したいのですが、今、蛭子委員からのほうは、自分のところの自治体の長に対する請願、意見書ですね、出せるかどうか。

楠委員からはフォローアップについて、お話があったんですが、その辺の見解を説明願いますか。

議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 蛭子委員の部分について、一応、地方自治法の99条で意見書の提出があります。

それでその中で、逐条解説というか、そういう部分と、行政実例の部分で見解が違うということなんです。

行政実例ではそれはできないと。自分のところの行政機関に対してはできないと。あくまでも国であったり、県であったりという、そういう機関やということです。

ただ、逐条解説ではできるということがあるんです。

事務局としての見解は、やはり全国市議会議長会なりの問い合わせ等も確認したなかで、上位は行政実例ですと。一学者の逐条解説はそれより、どちらかといえば参考程度というような解釈で事務局はおります。

それと、もう一つ、楠委員の部分ですが、その議員必携に書いてあるように、それは十分に必要なことかと思えます。

ただ、その部分について、意見書を送付して、その結果が送付されることがないので、その追跡、そういった部分が今後どういふかたちでしていけばいいのかなというのが課題

かなというように思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それをするのが議員の仕事かなと思うんですね。

例えば、これは平成20年12月1日の健康保険鳴門病院の公的存続充実を求める請願ということで、意見書を提出いたしました。

この健康保険鳴門病院というのは、いわゆる昔でいう、社会保険庁の所管をする病院と。これが厚生労働省なんか非常にグリーンピアとかいう無駄で官僚天下りでほとんど意味の無いようなリゾート施設などに厚生年金の原資を使って浪費をしたということから、厚生労働省なんかが管轄するような外郭団体なり、そういう医療機関も同罪ということで、これを民間にするとか、売り渡すとか、こういうような考え方にたったような対応がやられようとしていたわけですが、この健康保険鳴門病院というような公的医療金としての存続をするということに変わったという成果が生まれていると思うんですね。

それからその他にも後期高齢者医療の問題にあっても民主党政権の中でこの考え方を見直すということを発表されたり、最低保障年金制度、ここは不十分でありながらも、基礎年金制度の改革が行われたり、いろいろ成果が生まれてきているのではないかと。

30人以下学級実現、少人数学級ということでも、なかなか全面的にはいかないですが、部分的な改善、改良ということを反映させていったりですね、他にも悪質商法の被害を防止するというのも制度的に実現したりというような様々な成果が生まれているということをお我々なりにつかんでいくということが、議員としてつかんでいくことが大事ではないかと。

その結果を請願紹介議員として返していく。議員としての活動ということは大事ではないかなというふうに思いますね。

そういう常に自分のとってきた、議会の行ってきたことがどのような結果を生み出しているかということについて、やはり議員としての活動ということで、返していけばいいのではないかなというふうに思います。

○原口育大委員長 請願については、本当に基本的な権利、国民の権利だと思いますし、しっかりと保証されている権利だと思いますので、南あわじ市議会としてもしっかりと受け止めて、慎重にその願意を実現するように努めなければならないと思いますので、現状の南あわじ市でやられているルールについて、今お聞きした案では、特に問題がないように感じました。

これからもしっかりとそういう請願については、取り扱っていくということを確認することでよいのかなあというふうに思ったのですが。

柏木委員。

○柏木 剛委員 どんなふうにも最終的にまとめるか議会改革、分かりませんが、楠委員言われましたような話ね。「その処理の経過と結果について報告を受けるなどして、議会全体で関心を持ち、その処理状況を確認して、必要な措置を講じて、住民に対する政治的責任を果たすことが必要である」。何かこの辺りのことをちょっと触れる。あんまり国の話とか言ってもあれですがね、南あわじ市とか割と分かりやすいところに対する、執行機関に対する要求についてはね。なんかそういうことを一言でも触れる。そんな方向を目指すとかね。なんかそういうことをちょっと入れてもらったほうがいいのかなと、私はちょっと思いましたが。

○原口育大委員長 確かに私も個人的にもそう思いますし、単に請願を乱発すればいいという話ではないので、その受理にあたって、もちろん受理はしますけども、単におつきあい、どんどん賛成するとかいうことも私はいけないと思います。

この議員必携にも安易に紹介議員になるなど書かれてありますように、やはり自分のしっかりと判断をもって扱うと。

その分、取り上げた以上は責任も重いという覚悟はあるかなということ、フォローアップについても柏木委員、楠委員言われたように、しっかりと議会として提出した以上はフォローアップをする必要があるということは、結論として入れさせていただいたらどうかと。

また基本条例とかいうことになりましたら、そういうことについても触れるようなことが出てくるのかなあというふうな感じがいたします。

阿部委員。

○阿部計一委員 鳩山さんではないですが、吐いた言葉というのは、特にバッチをつけている我々は責任があるんやな。

そやから今まででも請願なんかは、それは、私はそういうのは賛成や。

追跡調査ということはね、絶対不可能なんですよ。国のものとかね。そんなのをあやふやな文句をね、入れるということは、下手に追求されたらどう答弁するんですか。

ですからね、その辺はよく考えてしなくては。そういうごまかしみたいな文句をね、入れること自体は、私はいかなものかなと。

現実、追跡できへんやないか。できる陳情と、できないものと、特に国への法律で決まったことなんかなんぼどうこういったって、我々の力では絶対にできないのですからね。現実、私は何百件というサインもして、挙手もしてきましたけども、そのへんやっぱり、議員としてのそういう文書にするのであれば慎重を喫してやってほしいなと思います。私

の意見ですけどね。

○原口育大委員長 請願人に対してはきっちりと結果については報告をしないといけないと思います。それは当然、今もやっていると思いますし、やらないといけないということです。

あと議員必携の278ページ。「請願の処理の経過と結果の確認」という部分を先ほど、いただいたんですが、この議会の責任は請願を採択することによって終わるものではなく、住民の要望に応じて、その実現を図ろうとすることにあると。従って少なくとも年2回程度は採択した請願の処理状況と結果の報告を求めて検討し、必要な措置を講じて最後まで請願者に対して責任をとるべきものであるというふうにあるのですが、これは僕もこれを読んでしっかりと理解していなかったのですが、これはどういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。

フォローアップという意味ではないのでしょうか。

阿部委員。

○阿部計一委員 やっぱり陳情されて、そういう趣旨には賛同ですけども、ただし、こういう件については、いちいち介入して結果をどうこうはできませんよということは、はっきり言うとかほうが、私はいいと思うんですね。

それを中途半端に追跡調査もして、結果はどうであったか言って、そんなことを言っていたら、うかうかサインもできないしね、ほとんど国に対して陳情が多いし、もちろん我々で判断して、我々の力でできるものもあると思います。

一般的にこれまでの経験からサインして、しばらくして後はどうなったのか、結果なんかもまったくそのままですわね。ですから追跡調査は慎重にすべきであると思います。

○原口育大委員長 紹介議員になった場合は、かなりそういう部分について、関心をずっともって、やっぱり今言われた国の動向とかも、直接聞けるわけではないか知りませんが、関心をもって見守って、請願者に対して常にそういうフィードバックしていくことは必要かなと。

ただ今、阿部委員言われたように、議会としてそういうことをうたってしまうと、そんな現実的ではないということもよく分かるような気がしますので、うまくまとめるようにしたいというふうに思いますが。

それでは、もう一点、住民投票があるんですけども、一時間ほど経ちますので、暫時休憩をしたいと思います。

再開は45分ということですのでよろしくお願いします。

(休憩 午後 2時35分)

(再開 午後 2時45分)

○原口育大委員長 再開します。

重点検討項目も本日3つ目ですが、住民投票。コード番号で2-1-4ですけども、「住民投票について」を議題としたいと思います。

これにつきまして、出田委員のほうで、資料を準備いただいておりますので、提案を願いたいと思います。

出田委員。

○出田裕重委員 提案というほどのことではないですが、インターネットでパラパラと見ておきますと、丁度この住民投票についてという書類ですが、函館市の自治基本条例ですから、これは市役所側、執行部側で検討されているのかなという途中経過の資料がありましたので、今日、配布をさせていただきました。

すでに地方自治法でこういう表紙のところですけども、こういうのが制定されておりますので、今日、ここで住民投票についてというのを議題にするということはどういうことなのかと考えることから始まったのですが、議会として、こういう南あわじ独自の住民投票条例を目指すのか、もしくは執行部側ももちろん関係してくる事項なので、議会単独でもなかなかできるものではないのかなという思いもありましたし、この資料、パラパラとめくっていただいて、それぞれ皆さん感じるところがあると思うのですが、今日が議論のスタートと位置付けていただきたいですし、私の個人的な意見ですが、これを導入するとなると、そもそも私も住民投票の経験がないので、緑町で合併に対する住民投票があったというのは記憶しておりますが、私も参加をしておりますので、現状いろんな問題があったらと推測もできますし。

この2枚めくっていただくと、個別型、常設型、2番の(8)ですが、拘束型にするのか、尊重型にするのか、一つ一つ議論するだけで、これはかなりの時間を要するし、感覚的にこういうのを作ろうとすると、半年から1年ぐらい、住民投票だけでも特別委員会ぐらいできるんじゃないかというぐらいの広い、深い議論がいますので、まずは、今日は、全国の先進地というか、先行事例というのを付けさせていただきます、住民投票することによって、先ほどから話が出ている市長と議会と住民の三角関係というか、こういうのも含めてすごく広い話ですので。

どこかテーマを決めて、導入するのか導入しないのかと、結局は、最後はそういう話になると思うので、この特別委員会の中でどんなふうに議論していったらいいのかと。今日1時間2時間でもう話の答えが出るような話ではありませんし、やるとなれば議会基本

条例で触れていくのか、はたまた執行部側と。検討するには議会だけでも難しいなという感覚は持ちました。

自治法で、すでにこういうのがありますので、これでいいのかという意見があれば、今日この場でどんどん出していったらいいのではないかなと。

提案というか、私の意見としては、なかなか難しいので、今日もまだ表明できるまで熟成をされていませんので、資料提供という範囲でお許しをいただきたいなと思います。

この2枚ものですか、これは委員長から出していただいたものだと思うのですが、これちょっと私も探していたのですが、情報がなくて、政府のほうでこういう話が出てきているのであれば、やはり追随して検討しないといけないのかなと思います。

現状、ちょっと分かりませんので、これの説明も委員長からしていただけるとありがたいです。

○原口育大委員長 ありがとうございます。

住民投票については、当然、自治法で直接請求という位置づけでしっかりとあるわけですので、手続きとしては住民投票の請求があつて、議会でやるかやらないかは議決することになっていきますので、もうあくまでも議会はそれを権利に対して、しっかりと判断すればいい話だと思うのですが、出させていただいた資料というのは、民主党がですね、2000年に住民投票法案を一旦出して、廃案になったという経過があります。

それが現状、今、174国会ですが、その次の臨時会に出すという準備を進めておるといふニュースがありまして、そのニュースのコピーを付けさせていただいております。

それと2000年に廃案になった法案の中身を出しています。これ、後で見いただいたらいいのですが、今、出田委員の説明がありました常設型で、拘束型か非拘束型かという部分を国のほうが、住民投票法案というかたちでなってきましたと、自治体のほうに押しつけてくるといいますか、そういうものを今、自治法があるわけですが、今度、住民投票法案というかたちで、義務づけられてくるといいますか、法律としてかかってくるというふうになると思います。その動きも当然見ていきながらでないと、は思います。

ただ今、100近くの議会基本条例なり、自治基本条例ができておる中にはかなりのところがこの住民投票条例に基づいたそういう住民投票というものを基本条例の中に位置付けて、常設型、非拘束が多いと思うのですが、うたっておりますので、今回の議会改革の中でも検討しておく必要があるのかなということ、追加で検討課題に挙げさせていただいたという経緯でありますので、なかなか出田委員が言われたように、これだけでも大変な課題ですので、簡単に結論が出るように思っておりませんので、ご意見を伺っておきたいなということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

森上委員。

○森上祐治委員　　今、資料をいろいろ出していただいたんですが、だいたい今の日本の政治、制度というのは民主主義ですよ。

我々子ども頃に高校時代に社会科の教科書で勉強したようにですね、民主主義というのはギリシャから始まって、アゴラという広場でみんな市民が集まってね、話し合って、決めていったと。直接民主主義なんですよ。

日本も日本史で高校時代に振り返ってみよったら、江戸時代に寄り合い制度というのでできていまして、皆覚えていると思うのですが、農民たちが部落で集まって、全員集まって重要なことを意志決定していったと。あれも直接民主主義なんですよ。

やっぱり民主主義っていうのは、原点は直接民主主義であって、ところが社会的に進化してきて今、間接民主主義になっていて、議会制度なんかできてきたんやけど、やはり住民投票というのは、やっぱり民主主義の原点としての直接民主主義を具体化したものやなというようなことですよ、これは避けて通れない。当然のことであると。だから今、話が出ましたように、いろんな全国の新しい動き、議会基本条例の中でもなんらかのかたちで住民投票条例というのは、明記されてきていると。ただ中身の問題だと思うんですよ。

出田委員もおっしゃっていたように、なかなかこれは、私も考えていて、軽々にすぐいいことだからやるべきだと、結論を出すには様々なハードルがあるなというふうに私自身も現時点で認識しています。

やはり、投票する以上は一定の情報というのを投票者が一人ひとり入手しないとイケないですよ。提供も必要であるし、民主主義の原点というのは、賛成か反対かの結果というよりも、議論なんですよ。我々、前回の何日か前の議会運営委員会で、議会運営委員会の審議時間がちょっと短いんじゃないかと。やっぱり議会というのは言論の府だからもっと入念に審議しようじゃないかということで、開会時間を早めてですね、というような動きがございました。これも当然のことでありましてね、南あわじ市議会レベルが高いなと私も係をされていて思ったんですが。

やはり住民投票というのは、何か一つ投票するにしても、その手続きとか、住民が正確に判断できるような条件整備づくり、これは非常に大事だなと。その辺のことを我々精一杯、時間をかけて入念に検討していく必要があるのだろうというふうに判断しますので、あくまでこれは本改革委員会では、大きなテーマの1つであろうと思いますし、今後慎重に、入念に検討していく必要があるかと思っています。

○原口育大委員長　　他にご意見ありませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　この住民投票についての資料を出田委員が用意していただいたという

ことです。

これの3ページ目になりますか、住民投票の意義ということについて、黒ゴシックというか、太字で書いています。住民投票というのは住民の意思を確認するために行われるもので、「議会制間接民主主義を補完し、住民の意思を把握するための制度」ということが書かれているわけですが、このことについて説明していただけますでしょうか。

○原口育大委員長 出田委員。

○出田裕重委員 これ委員長からお願いされたときに、まいったなという気持ちと、感謝の気持ちで交差をしながら、一日、二日考えさせていただいて、資料を選ばせていただきました。

この3ページ目、結局、住民投票の結果の扱いですけれども、私の個人的な意見としては、この「補完である」というものに、「ああなるほどそうかな」という思いもありますし、一方で今日も昼一で話がありましたが、「議会は形骸化するのではないか」というような両方の思いが混在しています。

読んで字のごとく、この意味を説明してくださいと言われましたが、これは読んで字のごとくだと思います。

○原口育大委員長 個人的には、私の思いとしては、議会がやはり住民の意見をいろいろ吸収して、いろんなことを議決していくなかで、ここに書いてあるとおり、その決めることに対して補完する役割。だから議会が必要と認めたらそういう住民の意思を住民投票というかたちで聞きましょうかというふうに判断するという部分が住民投票の意義であると思うし、目的であると、手段であるというふうに思います。

その中で、個別型、常設型のメリット・デメリット等を書かれておる。

だから、今、民主党案で出てこようとしておるのは、仮に2000年と同じものが出るとするならばですね、自治法でいうところの直接請求のなかで、それを常設型にして、一定の要件を整えば、自然に住民投票をしなければならないという義務づけを課そうとしておるかたちかなというふうに思います。

どちらが進んでいるか、僕も議員が住民投票というものが必要かどうかというのは、議会が判断するというほうが正しいのではないかと考えております。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今回の地方自治法上で住民投票ということを位置付けられているということですね。

おおよそ原口委員長がおっしゃっていたことだろうと思うのですが、今後どうするかと

ということじゃなくて、現状でどのような位置付けを持っているかということを知りたいんですよ。

それでこれは私の理解ですが、議会というのは議員によって構成されておりますよね。議員というのは直接選挙によって選ばれてくると。ただ、この議員が支持をしてくれる、投票していただいた方にしてみれば、いろんなことを議員にはお願いをしていると。

しかし今、例を出せば、庁舎の問題で言えば、例を出して悪いですよ。これは直接、議員にもお願いしているけども、これだけは自分たちで一回、どんな皆さんが考えているか知りたいということで、住民投票を位置付ける。この結果によって議員の方の考えも、これを参考にして、決めてほしいと。こういう関係が補完ということだろうと思うのですがね。

選挙で選ぶのはその人を選ぶのであって、その人の考えている政策の柱、いろんなことを信頼したり、政策を信頼したり、人を信頼したり、これまでの経歴や様々なことの信頼の中で、投票ということで選ばれてくるわけですけども、個別の政策課題によっては、多少意見の違うところもあるかも知れないと。しかしそれも包み込んでやるんだろうけども、その違いの部分を知ってほしいというか、どういう市民がその構成している国民、住民が考えているかということ、ぜひとも参考にして、それで補完をします。議員の決断、判断、これを補完するためにある制度、これが住民の直接参加の住民投票。

つまり議会が正しい判断ができるように、そこを補完するための制度。あるいは住民の意思がどこにあるかということをつかんで、これを議会の決議に反映する、そのための制度。という理解を私はしているわけですが。

最終的には議会が決断するというのが、今の地方自治法上の規定になっていると思うんですよ。民主党はどう考えているか知りませんが、現行の地方自治法上の位置づけは、あくまでも補完的なものであって、最終的な結論は議会がしますよという関係が明確にされているのではないのかなという理解をしております。

出田委員、違いますか。

○原口育大委員長 出田委員。

○出田裕重委員 だから特別委員会として、どう扱うかというのはやっぱり皆さんの意見をお聞きしたいなという思いはありますけどね。

共通認識を持って取り組めたらいいなと思って付けさせていただいた資料です。

○原口育大委員長 確かに今、蛭子委員が言われたように、住民の意思を問うというのが住民投票ですから、それを問う必要があるのかというのを議会で決めることやというふうに思っております。

だから直接請求があれば、そういう聞いてほしいというのは間違いがないわけで、それに対して、議会が住民投票を実施して、聞く必要があるのかというのは議会が、議員が判断して決めることやというのが今の自治法の考え方やと思いますし、ただハードルについてですね、民主党案については下げるといったら語弊があるかも分かりませんが、あくまでも必要なものについてやるということは変わらないのですが、要件とかはちょっと緩和したようなかたちになっているのかなど。常設型というかたちで手続きがショートカットできるようにしているのかなというふうな印象は持っています。

ですからそこらへんを見ながらですが、しっかりと直接請求という制度があるので、この場では、簡単に結論は出ませんので、議論をしておけばいいかなというふうに思っております。

谷口委員。

○谷口博文委員　私自身、人の判断基準というのは、今までの生きてきた経験、今まで習得してきた知恵。その情報量が多ければ多いほど正しい判断が、人というのはやっておられると。

最終的には、人の判断するうえにおいては、本当に様々な正しい、情報をいかにその本人が今までの経験であったり、生きてきた過程、また知恵として、自分の能力として、いかにしっかりと持っておって、判断するということが人の危機管理であったり、様々な今からの人生において、個々判断をやっておるというように、私は常に認識を持っております。

私自身は、誇りといったら失礼ですが、市民の方々も当然そのような様々なお考えがあると思うのですが、しっかりとした情報を提供してあげてですよ、判断するのであれば、正しい判断ができると思うのですが、そのあたりをやっぱり市民として、私自身も選挙で支持していただいたうえで、その辺の今までのあるやつで、ある程度の判断というのを私自身は図られているという思いがあってですよ、このいろんなことで自分の主義主張をやっておると。

住民投票というような、今の世の中の流れで、やはり住民も発言したいというような様々なことがあるけども、そのへんは、若干簡素化したような段階で、間接民主主義というか、こういうふうな議会制、議員が選出されたうえで、それぞれの支援者であったり、地域性であったり、組織であったり、支持母体からして、それぞれの主義主張を当然、今までの知恵というか、習得した学びのなかで、議論の場として自分の意見であったり、またその地域を代表するような意見であったりと言ってきておると。

私自身は住民というのは、様々な意見を言っただけのし、様々なことを個々に説明も、私自身も私のところに来られた方には、しっかりと説明責任というか、そのへんもやらせていただいていると。この辺の住民投票というのを本当に、もっとしっかりと。

これね、暫時休憩してくれたらはっきり言うけども。ちょっと暫時休憩をお願いします。

○原口育大委員長 暫時休憩します。

(休憩 午後 3時10分)

(再開 午後 3時20分)

○原口育大委員長 再開します。

森上委員。

○森上祐治委員 今、出ていましたように、蛭子委員おっしゃっていたようにね、今、具体的に庁舎の問題云々で話を出していましたが、現状から言ったら、地方自治法上は、例えば住民から直接請求が出てきたら、流れが決まっているんですよ。議会のあれは。だから市長のほうに請求して、議会に来たら議会で判断したらいいことですから。

ただ、今議論している資料いただいて議論しているのは、今後、南あわじ市議会として、住民投票の位置づけを具体的にどういうふうなかたちでやっていくのかと。これは非常に今の時代、中央でも話が出ていましたように、国会で民主党が何年も前から法案を出そうとしているというようなことでね、そういう動きも見据えながら、南あわじ市議会も慎重に検討していかないといけないと。

今後、先ほどちらっと意見が出ていましたように、この委員会の中でね、また一つの特別委員会のなかで集中的に検討していくような性質のものであるし、阿部委員おっしゃったように乱発するというような恐れもなきにしもあらずやと。そういうことをやっぱり我々も警戒しないといけない。

というようなことで、今後、どうしていくのかと、位置づけよね、そのへん今後また委員長なりの見解をですね、素案を出して、こういうかたちで審議していこうではないかという案を後日でも出していただけたらと思います。

以上です。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今言われたことで、そのとおりだと思うんですよ。

乱発という話で言えばリコール。解職請求では3分の1。住民投票の直接請求は50分の1。その差というのは結構あるわけですけども、解職請求というのはそんなに集まったら選挙をかけないといけないという数字ですよ。

だからそういうあたりが一つの基準になってくると。しようとしたらね。なるのかなあと思うのですが。

もう一つは、市民がどれだけこの行政的課題を理解しているかということも確かにあるわけです。そのためにそういう政策決定するときには、情報公開の公開制であったり、市民の納得をどうつけるのかという説明会、手法。ここの努力ということが、議会にもいっていると思うのですが、議会以上に執行部が。市側にそういう説明責任なり、住民に理解してもらっただけの努力。そこに縛りをかけていくというか、逆に住民投票制度があることによって、もっと一生懸命に市民の理解を得るための努力を市がしなければならなくなると。こういうプラス面というのが出てくると思うんですよ。ゴリ押しではあかん。上からの目だけではあかん。市民がちゃんと理解しているところまで、大きな課題について、全部が全部でなくてもいいと思うのですが、市の行く末を左右するような大きな問題については、市民がちゃんと理解できるような努力を行政は果たさないといけないという、こういう縛りをかける上でも住民投票というのが一つの制度としてね、有効に働くのではないのかなということは思います。

○原口育大委員長 住民投票に関して、いろいろと意見をいただきました。

ある程度集約できたかなと思いますので、後日まとめてみて再度、次の委員会で検討をしたいなというふうに思いますので、今日のところは、この重点事項については、これで終わりたいと思います。

その他の項で何かありましたら、議会改革に関することで、意見を伺っておきたいと思うのですが。

谷口委員。

○谷口博文委員 先ほどの参考人のこと。招致というか、あのあたりのことで、私もぶっちゃけた話、消防の時に、南淡町のほうの委員会に参考人として、専門的な消防力のある程度アンバランス的な状況等々言って、委員会のほうで、参考人として行ってお話させていただいたことがあるんですが、先ほど言ったようにその委員会のメンバーだけのご理解は得たけども、議会全体のそういうふうなご理解というか、情報提供がしていない面があるわけですね。委員会からの参考人招致であればよ。

そのへんを議員も20人に少なくなっていることやし、特殊な情報だったら全体ですよ、そういうふうな専門的な情報提供を求めるということは、今の議会の組織では無理なんですかね。

例を挙げて言えば、消防の専門的なことを聞きたいと。例えば消防長なり、消防署長なんか来ていただいて、これからの広域消防、組合議会なんで、うちからも議員として行っているんですが、その辺のことを専門的なことを聞きたいというふうなときに、来てい

ただ、来ていただいたときに委員会だけでなしに、全体の議員のなかで、様々なその専門的なことを聴取するのは、今の議会の仕組みのなかだったら無理なのかどうかというのを教えていただけますか。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 先ほどから出ていた参考人、公聴会、そういう部分については、法律なり、会議規則で委員会に特定されています。

ただ、その委員会というのは常任委員会だけでなしに、特別委員会というのも入ってきます。それでその中で、ちょっと出ていましたような連合審査、また委員外議員、そういったかたちで、できないことはありません。

ただ議場で本会議としてはできないと。本会議でなしに、議場で先ほど栗山町なんかで出ていました一般会議。そんなところで本会議ではないのですが、一般会議として位置付けて議場でやっているというような例は、基本条例でうたってやっているというところがあるのですが、原則、委員会ということです。

その本会議ではなければということです。

○原口育大委員長 他に。

楠委員。

○楠 和廣委員 この議会改革特別委員会、私はまだ2回目ということで、今までの議論していたことはあまり把握していない部分で、それはこらえていただいて、この第2の「市民参加、市民との連携」の中で、1番に「出前講座、懇談会、報告会の実施について」ということは、これは議会が前に行って、議会が足を運んで住民の方々に説明する。懇談会を持つということ。

やはり開かれた議会の一つとして「休日議会」、そういった部分は、検討されたのか。市民の方々が議会に足を運んでもらうという1つの方法もあると思うのですが、それはまた今までの4回のなかで、議論された部分になるんですか。

○原口育大委員長 「夜間議会」とか「休日議会」について、確か、前期のなかにあったように思うのですが、結局あんまり前向きな意見にはなっていなかったように思っています。

今、ここで挙げている分は、以前ですと定数のときに出前というか、旧四町と沼島ぐらいですかね、説明会を開いたりしましたけども、ああいうものとか、議会報告会的に、議長主催で出張していったりして、住民との意見交換をするというふうなものをやりたいな

と。そういうことをやりなさいということ前期の委員会で決めてくれていますので、それについては尊重して、今期中にやりましょうというふうなことで今、準備をしたいなと思っています。

楠委員。

○楠 和廣委員 それも一つの市民参加の基本になる部分かと思いますが、「日曜議会」と執行部との話のなかでの取組かと思いますが、そういった部分に対しても検討していただければありがたいなと思います。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これは議長に言うべきことかも知れませんが、議会運営委員会の委員長もおられるので、議会改革の一員といえば、議会改革のテーマと言えばテーマなんですけど、本会議での執行部の出席なんですけど、今のところ部長ですか、現実、私も議会活動をやっていますね、現場で一番いろいろ事情を知っているのは課長だと思うんですよ。

それでたびたび議会を中断しないといけないこともあるし、事前にそういう質問事項を言っておきながら答弁ができない。

旧町時代のことを言って申し訳ないのですが、旧町のときは、主幹なり、課長がトップでしたから、議場裏で待機しておって、すぐにそれをひらっていくと。

やはり今後、どういう事情で、執行部は事情があると思うのですが、本会議というのは年間、変えないと思うんですよ。そういう大事なときにやはり後で報告するというのではなしに、やはり課長以上ぐらいはね、私はそんなことを言っていたら次の人には悪いけども部長がおって次の人がおるのですが、やはりそういうことも一回委員長ね、改革の一つだと思うので、これは議長から、また議会運営委員会の委員長なり、議運で諮ってもらって、「出席してくれ」と言ったら問題のないことなのでね、そのへんを一つ忙しいのかも分かりませんが、そんな年に4回しかない定例議会に、いちいち質問に答弁が後で報告するというのはとんでもない話やし、そのへん改革の一つとして、認識いただきたいなと思います。

以上です。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今、議運の委員長うんぬんと言われたので、私も責任上、意見述べさせていたきたいと思うのですが、確かに今、阿部委員おっしゃっていたように、私も南淡町の行政を3年間勤めたことがあります。議会にも出席いたしました。そのときは議会

の本会議、委員会はもちろん課長とか、参事とか参加しましたけどね、本会議のときは、楽屋の裏というのか、近くで、議会は課長が出ているんですよ。参事とかはみんなそれぞれごっつい書類を持って、待機していました。

何回かありましたね。課長が「ちょっと資料がない」ということで、暫時休憩で、だーっと行って、皆調べて答弁していました。

そういう緊張感があってですね、「後ほど説明いたします」と、私も3年間いて、聞いたことがなかった。議会で。

ところが、合併以降ね、図体も大きくなって、職制も変わってきたと。部長おって次長おって、課長がおるとかね。実際に切り回している課長のうえに、部長次長がおるということで、一番トップの部長が答弁しないとイケないと。情報が下からそこまで行き届いていないと思うのですが。しかし組織上、部長が持ち合わせなかったらすぐに、国会でもそうじゃないですか、中央の官僚がね、だーっと行って資料を渡しているんでしょ。ああいふ形がやっぱり議会もこの本会議等もね、やる必要があるのではないかと。

阿部委員、おっしゃっていた。私も普段感じている1つでありますので、また議運のほうでもそのへん検討させていただきたいと思います。

それともう1つね。楠委員が出されていまして休日議会、日曜議会、夜間の。私も思っていますが、例えば婦人会の方がね、定例的に参加されている。私実際正直、ご苦労さんだなあ。気の毒やなあと思うんです。私だったら来て半日どない時間を過ごそうか。なんにもおもしろくない。

だいたい執行部の説明ばかり聞いていて誰がおもしろいなんて、初めて聞く人間ね、分かりませんよ。

だから、もしもそういう市民に開かれた議会云々言うんだったら、本会議の内容をやっぱり我々考えて来てある。もうちょっと、傍聴に来ていただいて、今日はなかなか。一般質問なんでね、やりとりあったらいいのですが、そういう日程に合わせて来られない場合が多いですよ。議会の初日に来られてですね、そのときだったら、来ても気の毒やなあというような印象を持っていますので、大事なことです、本会議のあり方そのもの全般的に見直して、改革していく必要があると。連動してね。というふうに思います。

○原口育大委員長　　今出ていました、休日・夜間議会などの開催については、前期の前の検討委員会の最初の会の際に、検討項目に挙げるかどうかという議論をしたときに、対象外というチェックが入っていますので、去年の前の委員会の最初の会ではじいてしまっているということでもあります。

もし、必要であればまた、検討に今回、もう一度検討するのは別に問題ないかなあと思っておりますし、その本会議を傍聴された方が、肩すかしを食うような話というのは、先の洲本市議会も何かブログに書いている人もおりましたが「2分で終わってしまって、気

の毒だった」という話もありますが、そこらも議運のほうで、議事進行について、いろいろ議事日程を決める中で、しっかりとそれもお願いしたいなと思ったりもするのですが。

一つは後でまた出てくると思うのですが、録画配信であったり、すでにインターネット中継はしていますけども、いつでも見られる録画配信であったり、そういうことも取り組んでいるところはたくさんあるし、またそういう方面も研究しないといけないのではないかと思ったりもしています。

議会活性化という意味でテーマとしてそういう、傍聴に来てもらえるようなことというのは十分検討しないといけないと思いますし、やりがいのある仕事やと思いますので、一緒に考えていただければと思います。

そしたら他に何かありますか。

そしたら一点報告事項で、先に資料としてA3の4ページになるのですが、「議会情報の公開」の「政務調査費の公開」につきまして、先の第5回の際に、報告しましたら、あれから議運のほうでかけていただきまして、6月議会の最終日に提案をいただくというふうに聞いておりますので、報告しておきます。

また6月議会のなかで、全協等の機会があれば、一旦説明しておいて、最終日提案ということになるのかなと思っております。

他にその他で全般にわたってご意見ありますでしょうか。

事務局、特に何かないですか。

議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 先ほど政務調査費の関係について議会運営委員会で協議いただいて、議会の最終日に議運で発委する方向ですが、その議員協議会で説明が必要だろうというように思ったりします。それと合わせて議会改革の前回3月に議員協議会で中間報告というか、しているのですが、定例的にやっていくというようなこともありましたので、決定的な分はないとしても、方向性というか、こんな検討していますよというような、そういう報告も、そういうようなことも必要なかどうか、そこらへん協議いただければなというように思うのですが。

○原口育大委員長 今回は、報告して、何かを了解をもらって、会議規則であったりを変えろというふうな案件はなかったかなというふうに思っています。3月以降ですね、なかったように思います。

強いて報告するとすれば、それ3月以降にテーマになったことについての、この委員会の見解を報告しておくということになると思うのですが、その辺いかがですか。

ただ、今日やった分について、報告としてまだまとまっていないということもありまして、それをするとすれば、まとめたものを議会開会中になるか分かりませんが、報告ま

で一度、なんらかの形で確認をさせていただいて、報告するということが必要かと思
いますので、そこまでできるかどうか、自信がないのですが、できればせっかくの工程
表を作っていますので、定例会ごとに進捗状況を報告していくというのは大事なことか
と思いますので、努力させていただいて、実現するようであれば6月議会の中で議運か
何かで報告させていただくということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○原口育大委員長 異議がなければこの後、何人かで相談させていただいて、今日の結
果をまとめたものについて、後日確認をいただいて、報告するというふうにもっていきた
いというふうに思います。

それでは、次の委員会ですが、時期は本会議がありますので、なかなか難しいと思うの
ですが、一応、体系表でいきますと、「市民参加」の部分の2-1-1から4までが今日、
通りました。

2-2に入るわけですが、議会情報の公開のなかで、赤字になっておるということは、
中長期的な検討項目になっておるのですが、議案に対する各議員の公表、一般質問の録画
配信が大きなテーマかと思えます。

議長交際の公開については、すでにホームページに公開しておりまし、政務調査費の件
につきましては、これも大体片付いていますので、今回は「議案に対する各議員の対応の
公表」、それと「一般質問の録画配信」ということで検討したいのですが、それでよろし
いですか。

(「異議なし」の声あり)

○原口育大委員長 それではそういうふうに案内をまた差し上げますので、ぜひ資料等
ありましたら、事前の提出をお願いいたします。

それでは特にないようでしたら、閉会のほうを熊田副委員長お願いいたします。

○熊田 司副委員長 いよいよ内容のほうも大分、細かいところ、また大変なところ
入りつつありますが、どうかこれからも実りある討論ができますように、これからもお力
を貸していただければと思います。

本日はどうもありがとうございました。

これで閉会いたします。

(閉会 午後 3時47分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年6月4日

議会改革特別委員会

委員長 原 口 育 大